

令和 2 年第 1 回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和 2 年 3 月 23 日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和 2 年 3 月 23 日 午前 10 時 00 分			議 長	上 田 利 治 君
	閉 会	令和 2 年 3 月 23 日 午前 10 時 17 分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9 名 欠 席 0 名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○
	5	池 田 道 夫 君	○	6	欠 番	
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	4 番	井 上 正 旦 君		5 番	池 田 道 夫 君	
地方自治法第 121条第 1 項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		総 務 課 長	山 邊 健 仁 君	
	防災安全課長	加 納 晴 美 君		企画商工課長	日 高 大 助 君	
	住民課長兼会計管理者	井 上 新 吾 君		健康福祉課長	中 山 ふ み 君	
	農林水産課長	山 口 善 正 君		まちづくり課長	中 村 大 造 君	
	生活環境課長	鈴 木 博 之 君		教 育 課 長	中 山 昌 直 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	脇 山 和 彦		議会事務局主査	松 本 辰 範	

令和 2 年第 1 回玄海町議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 2 年 3 月 23 日 午前 10 時開議

- 日程 1 議案第 11 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 12 号 玄海町表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 玄海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 玄海町定住促進奨励金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 玄海町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 今村地区農業用水管の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 20 号 令和元年度玄海町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 21 号 令和元年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 令和元年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 23 号 令和元年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 令和元年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 25 号 令和元年度玄海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 令和 2 年度玄海町一般会計予算
- 議案第 27 号 令和 2 年度玄海町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 2 年度玄海町介護保険特別会計予算

議案第29号 令和2年度玄海町下水道事業特別会計予算

議案第30号 令和2年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 令和2年度玄海町水道事業会計予算

日程2 議第1号 玄海町議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について

議第2号 玄海町議会定例会規則の一部を改正する規則の制定について

議第3号 玄海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議第4号 町長の専決処分に関する条例の制定について

日程3 議第5号 玄海町議会基本条例の制定について

日程4 所管事務の調査報告について

午前10時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に委員会提案の議案が5件送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 議案第11号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第12号 玄海町表彰条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 玄海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 玄海町定住促進奨励金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 玄海町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条

例の制定について

議案第16号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 今村地区農業用水管の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第20号 令和元年度玄海町一般会計補正予算（第8号）

議案第21号 令和元年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第22号 令和元年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第23号 令和元年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第24号 令和元年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第25号 令和元年度玄海町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第26号 令和2年度玄海町一般会計予算

議案第27号 令和2年度玄海町国民健康保険特別会計予算

議案第28号 令和2年度玄海町介護保険特別会計予算

議案第29号 令和2年度玄海町下水道事業特別会計予算

議案第30号 令和2年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 令和2年度玄海町水道事業会計予算

○議長（上田利治君）

日程1．議案第11号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第31号 令和2年度玄海町水道事業会計予算までの以上21件を一括議題といたします。

本件につきましては、3月9日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

3月9日の本会議において予算特別委員会に付託を受けておりました議案第11号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第31号 令和2年度玄海町水道事業会計予算までの以上21件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第31号 令和2年度玄海町水道事業会計予算までの以上21件については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議第1号議案 玄海町議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について

議第2号議案 玄海町議会定例会規則の一部を改正する規則の制定について

議第3号議案 玄海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議第4号議案 町長の専決処分に関する条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程 2. 議第 1 号議案 玄海町議会定例会条例の一部を改正する条例の制定についてから
議第 4 号議案 町長の専決処分に関する条例の制定についてまでの以上 4 議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者であります議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、岩下孝嗣君。

○議会運営委員長（岩下孝嗣君）

まず初めに、議第 1 号議案 玄海町議会定例会条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由を申し上げます。

玄海町議会定例会条例により、定例会は年 4 回開くとしていたものを年 1 回開くことにしようとするものであります。このことにつきましては、議会運営委員会及び全員協議会でも議員の皆様に議論いただき、通年の議会とすることにより改正するものであります。

通年により議会の開催ができますと、現在の条例による議会活動が中断することなく、閉会期間をなくすることができること。また、年 1 回、町長が議会開会の告示行為をするだけで、町長の手続上の煩瑣が省かれること。そして、町民への素早い対応や災害といった緊急時の対応に対して主体的に取り組むことができるものであります。また、当初予算に対して必要な都度、迅速に補正予算を組むことができることなど、効率的な予算執行が可能となり、町長と議会がスピード感あふれる行政の推進に果たす役割が拡大されるものであります。

次に、議第 2 号議案 玄海町議会定例会規則の一部を改正する規則の制定につきましては、先ほど提案理由を述べました玄海町議会定例会条例の改正に伴い、議会の開催時期につきまして整備を行うものでございます。

次に、議第 3 号議案 玄海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につきましては、議第 1 号議案により提案いたしました定例会の回数を年 1 回とすることにした場合、第 4 条の会期と会議期間について整備を行うものでございます。

また、議会の大原則であります一事不再議に抵触することから、第 14 条の「議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。」という規定に、「ただし、事情の変更があったと認められるときは、この限りでない。」と、ただし書を付け加えるものであります。

さらに、第 59 条におきまして、発言の取消し又は訂正につきましても、「会期中」に限ら

れるものを「会議期間中」に限られるものとするものであります。

次に、議第４号議案 町長の専決処分に関する条例の制定につきましてでございますが、地方自治法第180条第１項の規定による議会の指定により、町長が専決処分することができる事項を定めることを目的とするものでございます。

このことは通年議会として定例会を年１回とすることにより、地方自治法第179条第１項による町長の専決処分できる範囲が大幅に制限されることから、町長が専決できる権限を議会として普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項とし、特に指定して委任による専決処分することができるという内容のものでございます。

以上、議第１号議案から議第４号議案までの提案理由とさせていただきます。

なお、今回提出いたしました条例、規則につきましては、いずれも令和２年６月１日から施行するというにいたしております。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより各議案ごとに採決いたします。

議第１号議案 玄海町議会定例会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議第２号議案 玄海町議会定例会規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議第３号議案 玄海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議第４号議案 町長の専決処分に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程３ 議第５号議案 玄海町議会基本条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程３．議第５号議案 玄海町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提出者であります議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、岩下孝嗣君。

○議会運営委員長（岩下孝嗣君）

議第５号議案 玄海町議会基本条例の制定につきまして提案理由を申し上げます。

二元代表制の一翼を担う議会の役割や責任は、ますます重要なものとなってきました。今回提案いたします玄海町議会基本条例は、議会及び議員の活動により、町民福祉の増進及び豊かで文化的なまちづくりを実現するために議会に関する基本的事項を定めるものでございます。

条例の主な内容につきましては、議事機関としての議会及び町民の代表として選挙により選ばれた公職にある議員について、それぞれ議会及び議員の役割と活動原則を規定したものでございます。また、本会議及び委員会における審議において、その論点を明確にするため、執行部に反問権を付与したこと。広域的な課題解決のため、他の地方公共団体との交流・連携を規定したことなどが挙げられます。

ここで議会の決意を示す前文について読み上げさせていただきます。

住民自治の根幹をなす議会は、直接選挙によって選ばれた議員による町の最高意思決定機関及び議事機関として、その権限を最大限発揮し、町民福祉の増進と町民の負託に応える役割と責務を担っている。

町長その他の執行機関とは、互いに健全な緊張関係を保ち、独立・対等の立場において、事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、自らも政策の立案及び提言を行い、地方自治の本旨の実現を目指すものである。

玄海町議会は、豊かで住みよい文化的な活力ある町にするため、活発で自由な議論を重ね、議会の公正性、透明性を確保し、町民に開かれた議会を目指して不断の努力を重ねることを決意し、議会運営に関する最高規範である玄海町議会基本条例を制定するものである。

以上、この前文にありますように、本条例は議会改革の取組を示す大きな指標であるとともに、さらなる改革に向けた決意であることを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議第5号議案 玄海町議会基本条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程4 所管事務の調査報告について

○議長（上田利治君）

日程４．所管事務の調査報告についてを議題といたします。

図書館建設特別委員長及び総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から会議規則第71条の規定により報告書が提出されております。お手元に報告書を配付しておりますので、御了承方お願いいたします。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和２年第１回玄海町議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前10時17分 閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員